

8 主任者登録の取消し・抹消

1 主任者登録の取消し

(1) 主任者登録の取消しの概要

主任者登録を受けている者が、以下の事項に該当することとなった場合は、主任者登録が取消しされます。

- ・貸金業法第24条の27第1項各号（第7号を除く）のいずれかに該当することになったとき
- ・不正の手段により主任者登録を受けたとき
- ・資格試験に関して不正の行為があり、合格の決定を取消されたとき
- ・その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、または著しく不適当な行為を行ったとき

5 P 「登録の拒否要件」参照

(2) 主任者登録抹消結果通知の発送

主任者登録が取消され、貸金業務取扱主任者登録簿から抹消がなされると、「登録抹消通知」を当該主任者本人へ、主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に発送いたします。

2 主任者登録の抹消

(1) 主任者登録の抹消の概要

主任者登録を受けている者が、以下の事項に該当することとなった場合は、主任者登録を抹消します。

事 項	参照ページ
主任者登録の有効期間の経過により、主任者登録の効力を失ったとき	4ページ「登録の有効期間」 33ページ「主任者登録更新の概要」
主任者本人から主任者登録の抹消の申請があったとき	27ページ「主任者登録抹消の申請」
主任者本人または届出義務者から死亡等の届出があったとき	28ページ「死亡等の届出」
主任者本人が死亡し、相続人がないとき	—
主任者登録を取消したとき	35ページ「主任者登録の取消し」

(2) 登録抹消結果通知の発送

貸金業務取扱主任者登録簿から抹消がなされると、「登録抹消通知」を当該主任者本人（事項によっては届出者）へ、主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛（届出者の住所宛））に発送いたします。

(3) 主任者登録抹消後の主任者登録(再登録)について

主任者登録を改めて受けようとする場合は、登録講習機関が実施する講習（登録の更新を受けようとする方が受講する講習と同じです）を申込み、受講した後に、主任者登録の申請手続きを行ってください。

申請手続き（申請に必要な書類、申請受付期間、申請方法、登録手数料、受付方法、登録結果通知の発送等）はすべて、初回主任者登録の申請手続きと全く同じです。団体申請も同様に可能です。

主任者の登録番号は、前回登録時から変更になります。

※取消により抹消となった場合は、5年を経過しないと再登録はできません。

5 P 「登録の拒否要件」参照

9 お問い合わせ先

お問い合わせ先

主任者登録に関するお問い合わせ窓口

TEL. 03-5739-3330

●9時30分～12時 13時～17時30分
(土・日・祝日除く)

※登録申請後の審査状況や登録完了日については一切お答えできませんのでご了承ください。

支部の最新情報は協会ホームページをご覧ください。

協会ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp>